# 取引条件に関する約款(有料職業紹介基本約款)

本約款は、株式会社MJメディカル(以下「当社」といいます。)が、事業者に対して求職者を紹介する有料職業紹介に関し、事業者と当社との間に適用される取引条件を定めています。

# 第1条(適用)

- 1. 本約款は、事業者と当社との間の取引条件を定めることを目的とし、事業者と当社との間のすべての取引に適用されるものとします。
- 2. 本約款の内容について、款の内容について、事業者と当社との間で、書面により別段の合意をした場合は、当該合意の内容が本約款の定めに優先して適用されるものとします。

#### 第2条(職業紹介)

- 1. 当社が事業者に対して求職者を紹介し、事業者が求職者を自ら選考の上、 採用を内定した場合は、事業者は、当社を介して、求職者に対して内定通 知書又は労働条件通知書を交付するものとします。なお、紹介した該当求 職者が他の手段によって事業者に応募した場合でも、事業者は、当社の紹 介による応募を優先して取り扱うものとします。
- 2. 事業者は、求職者を採用する場合は、自らの責任において、法令の定め に従い求職者に対して労働条件通知書を交付するとともに、雇用契約書を 締結するものとします。
- 3. 事業者が求職者に係る内定通知書又は労働条件通知書のいずれかを当 社に送付した後に、事業者の事由によりその内定を取り消す場合は、事業 者は当社に対し第3条に定める紹介料の50%に相当する金額を支払うもの とします。なお、内定取消の可否等については、事業者及び当社間におい て協議・解決されるものとします。
- 4. 当社は、事業者が承諾しない旨を通知した場合を除き、当社が運営する ウェブサイト及び他社が運営する求人情報サイトに事業者の求人情報を 掲載することができるものとします。

#### 第3条(紹介料の支払い)

- 1. 事業者は、当社が紹介した求職者を採用し、入社に至った場合は、当社に対し紹介料を一括で支払うものとします。紹介料の支払期限について別段の合意がない限り、事業者は、求職者の入社日から1ヶ月以内に、2項に定める紹介料及びその消費税を当社の指定する銀行口座に現金にて振り込むものとします(振込手数料は事業者の負担とします。)。
- 2. 紹介料率及び紹介料の下限は、別紙で定めるものとし、理論年収は常勤・非常勤の別に応じ下記の方法により算出するものとします。

#### 【常勤職員紹介料算出方法】

理論年収=「月額固定給×12ヵ月+賞与算定基準額×前年度実績賞与支給係数」 月額固定給=「基本給+家族手当+住宅手当+職務手当+その他諸手当」

### 【非常勤職員紹介料算出方法】

理論年収(非常勤) = 「時給×時間/日×労働日数/週×52 週」 + 「その他諸手当+賞与算定基準額×前年度実績賞与支給係数」

- 3. 非常勤として紹介した職員が常勤職員(正社員)として事業者に入社した場合、又は入社後12ヶ月以内に常勤職員に転換した場合は、常勤職員として前項の紹介料を算出するものとします。なお、事業者は、支払済みの紹介料に不足額がある場合は、その不足額を当社に対して支払うものとします。
- 4. 求職者が、別紙で定める期間内に事業者を自己都合により退職した場合、 又は求職者の責に基づく事由により解雇された場合(法的に正当な理由が 認められる解雇に限ります。)は、当社は事業者に対し、紹介料のうち、 求職者の勤続月数に応じ、別紙で定める割合に相当する額を、事業者が別 途指定する銀行口座に現金にて振り込む方法により返還するものとしま す(振込手数料は当社の負担とします。)。また事業者は、求職者の退職 から1ヶ月以内に退職した旨を当社に伝えるものとし、求職者の退職から 1ヶ月を超えた後に当社が連絡を受けたものに関しては返金しないもの とします。

#### 第4条(直接交渉等の禁止及び違約金の支払い)

- 1. 事業者は、当社の書面による承諾なくして、求職者との間で、求職者の雇用について直接交渉をしないものとします。なお、事業者が、当社を通じて求職者に対して内定通知書を交付する前に、求職者に対して直接連絡をとった場合は、本項への違反があったとみなします。
- 2. 事業者は、当社が求職者を紹介してから1年以内は、当該紹介に係る雇用の成否にかかわらず、当社の書面による承諾なくして、事業者若しくはその関係会社又はそれらの関連施設において、求職者を雇用してはなりません。
- 3. 事業者は、当社を介さずに、当社の従業員又は元従業員に対して、金銭の授受を行う等の方法により、人材紹介その他の事項に関する交渉をしてはなりません。
- 4. 事業者は、前各項のいずれかに違反した場合、又は不正な手段により紹介料(第2条第3項に基づくものを含みます。)の支払いを免れ、若しくはその返金を受けるための行為をし、若しくはそれらの行為をしようとした場合は、違約金として、仮にその求職者が事業者の下で12ヶ月間継続勤務したと仮定して支払うべき賃金総額に相当する金額を、直ちに当社に支払うものとします。

#### 第5条(守秘義務及び個人情報)

- 1. 事業者及び当社は、両者間の取引に際して得た情報(事業者及び当社の会社情報並びに当社が紹介した人材の個人情報(不採用の者も含みます。))を正当な理由なく、第三者に漏らしてはならず、相互に守秘義務を負うものとします。
- 2. 当社は、事業者の採用の判断に影響を及ぼす可能性のある求職者に関する情報を取得した場合においても、当該情報が求職者の要配慮個人情報に該当する等の場合、個人情報の保護に関する法律に従い、これを事業者に開示しないことができるものとします。

#### 第6条(債務不履行)

- 1. 事業者が紹介料(第2条第3項に基づくものを含みます。)又は違約金の支払を遅延した場合の遅延損害金は、年14.6%の割合によるものとします。
- 2. 事業者が本約款の内容の一つでも違反した場合は、事業者は、本約款に 基づくすべての紹介料について、何らの催告を要することなく当然に期限 の利益を失い、その全額を直ちに当社に対して支払うものとします。

# 第7条(有効期間)

- 1. 本約款に基づく契約関係の有効期間は、当社が事業者に対しサービス利用開始を通知した日から1年間とします。なお、期間満了1ヶ月前までに、事業者及び当社の双方から意思表示がなされないときは、更に1年間更新されるものとし、以後も同様とします。
- 2. 事業者と当社との間で過去に締結済みの紹介基本契約(以下「旧契約」 といいます。)がある場合は、当社が事業者に対しサービス利用開始を通 知した日をもって旧契約は将来に向かって効力を失うものとします。

### 第8条(残存条項)

事業者及び当社は、本約款に基づく契約関係の有効期間満了又は解除後においても、本約款第4条、第5条及び第10条の規定はなお効力を有するものとします。

### 第9条(反社会的勢力の排除)

事業者及び当社はそれぞれ相手方に各号の事項を確約します。

- ① 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
- ② 前項の該当性の判断のために調査を要すると相手方が判断した場合、その調査に協力し、これに必要と相手方が判断する資料を提出します。

③ 反社会的勢力に属すると判明した場合、相手方は、催告をすることなく、本約款に基づく契約関係を解除することができるものとします。

# 第10条(合意管轄)

事業者及び当社は、本約款に基づく契約関係に関する紛争について、東京地 方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

#### 第11条(誠実協議)

本約款に定めのない事項又は本約款の解釈に関する疑義は、事業者及び当社間で誠意をもって協議のうえ解決します。

# 第12条(本約款の変更)

- 1. 当社は、次の各号に定める場合、事業者の同意を得ることなく、本約款を変更することができるものとします。
- ① 本約款の変更が、事業者の一般の利益に適合する場合。
- ② 本約款の変更が、本約款の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的なものである場合。
- 2. 当社は、前項により本約款を変更する場合、その効力発生日を定め、 効力発生日までに、当社のウェブサイトへの掲載その他の方法によりそ の旨を周知するものとします。

2024年 7月 1日 制定